

新	旧
<p>第12条(本規定の改定) <u>両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、</u> <u>将来本規定を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。</u></p>	<p>第12条 (本規定の変更)</p> <ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="815 331 1497 748">1. <u>両社は、本規定を変更することができるものとします。この場合、カード発行会社は当該変更について、J/Secure(TM) 利用者に対し、カード発行会社ホームページ等での公表、またはE メールその他の方法による通知を行います。なお、利用者が登録情報の変更を両社に届け出なかったことにより、カード発行会社からの通知が延着または到着しなかった場合でも、通常到着するべきときに到着したものとみなします。</u><li data-bbox="815 763 1497 893">2. <u>J/Secure(TM) 利用者は、前項の公表または通知の後、カードを利用したこと(オンライン取引を含みます。)をもって、当該変更に同意したものとします。</u>